

佐賀道路建設に伴う文化財調査に係る出土遺物実測等業務委託(藤三郎屋敷遺跡 H 区)仕様書 (案)

第 1 章 総則

- 第 1 条 本仕様書は、佐賀道路建設に伴う文化財調査に係る出土遺物実測等業務委託(藤三郎屋敷遺跡 H 区) (以下「業務」という。) に適用する。
- 第 2 条 業務における文化財調査の調査主体は佐賀県であり、受託者は佐賀県地域交流部文化課文化財保護・活用室 (以下「佐賀県」という。) の指示に基づいて出土遺物実測等業務委託を実施する。
- 第 3 条 業務は文化財調査報告書作成に伴い、発掘調査によって出土した遺物の実測・デジタルトレース・デジタル写真撮影の業務を行うものである。
- 第 4 条 本仕様書に定めていない事項については、佐賀県と協議し定める。
- 第 5 条 受託者は、契約締結後速やかに佐賀県と協議の上業務に着手するものとし、業務が完了した場合、速やかに所定の報告書及び成果品を提出し、佐賀県の検査を受けること。

第 2 章 基本事項

- 第 6 条 業務を開始するに当たっては、佐賀県と受託者で十分に打合せを行うこと。また、業務開始前に着工届・工程表を速やかに提出すること。
- 第 7 条 業務の実施にあたっては、佐賀県職員が段階毎に確認することとし、必要に応じて調整を行うこと。また、計画変更等重要な事項については、打ち合わせ協議簿を作成し提出すること。

(業務管理者・技術者)

- 第 8 条 受託者は、業務履行の技術上の点検・管理を行う業務管理者及び実測、デジタルトレース、デジタル写真撮影を行う技術者を定めること。
- 2 業務管理者とは、学校教育法で定める大学で考古学又はこれに類する専門課程を専攻し卒業又は修了した者、もしくは文化財調査関連業務従事 5 年以上又はこれと同等の能力を有する者をいう。
- 3 各作業の技術者とは、当該作業従事経験が概ね 2 年以上又はこれと同等の技術を有する者をいう。
- 4 業務管理者の交替の必要が生じた場合は、速やかに佐賀県に報告し承認を得ること。
- 5 技術者の交替の必要が生じた場合は、速やかに佐賀県に報告すること。

(再委託)

- 第 9 条 受託者は、委託業務を第三者に再委託又は請け負わせてはならない。ただし、業務の一部について書面により佐賀県の承諾を受けた場合はこの限りではない。
- 2 業務の一部を再委託する際は、佐賀県内の業者の中から選定し委託するよう努めること。

(業務場所)

- 第 10 条 業務に係る遺物実測及びデジタルトレース・デジタル写真撮影に関する作業は、入札参加資格確認申請時に申請を行った九州内（沖縄県を除く）に所在する作業所で行うこと。なお、佐賀県の承諾を得ずに作業所の変更を行ってはならない。

第 3 章 作業概要

- 第 11 条 本業務の作業概要

- (1) 業 務 名 佐賀道路建設に伴う文化財調査に係る出土遺物実測等業務委託(藤三郎屋敷遺跡 H 区)

- (2) 業務場所 受託者の事業所
- (3) 履行期間 契約締結日から令和8年3月19日
- (4) 遺跡名 藤三郎屋敷遺跡H区
- (5) 業務内容 総点数270点

＜藤三郎屋敷遺跡H区＞

- 実測図作成（土器陶磁器類等270点）
- 拓本作成（土器陶磁器類等100点）
- デジタルトレース（土器陶磁器類等270点）
- デジタル写真撮影（土器陶磁器類等250カット）
- 遺物観察表作成（土器陶磁器類等270点）

※対象の時代：弥生時代・古代・中世・近世

第4章 作業内容

第12条 実測図作成

- (1) 実測にあたっては、埋蔵文化財の記録保存として必要な情報が読み取れる精度を保つこと。
- (2) 実測の縮尺は、1／1（原寸）とし、実測用紙は佐賀県の指定する規格の方眼紙とする。
- (3) 実測図は鉛筆による手書きとする。
- (4) 実測図の作成要領は佐賀県と協議して決めることとする。
- (5) 実測図には、観察による情報の注記を文字及び線で表現する。
- (6) 実測図には、遺物番号（発注番号及び成果品番号）・県遺物登録番号・遺跡名・出土位置（調査区・グリッド）・出土遺構名・出土層位・種別・器種名・寸法（口径・器高等）・備考（所見）・実測者・実測年月日・実測点検者等の情報を注記し、合わせて遺物観察表（エクセルデータ）を作成すること。

第13条 デジタルトレース

- (1) 実測図をデジタル画像として取り込み、歪みの補正を行うこと。
- (2) デジタルトレースソフト「adobe Illustrator」を用いて、実測図を忠実にトレースすること。
なお、保存形式はAI形式、カラーモードは[CMYK]とすること。
- (3) レイヤー構成、線幅、バージョンについては作業開始前に佐賀県と打合せを行うこと。
- (4) デジタルトレースの縮尺は仕上がり時1／3（33.333%）とし、発注番号順ではなく、調査区別・遺構別・器種別の順にA4枠に収まるように割付、配置し、成果品番号を割り振りすること。ただし、A4枠に収まらない場合はファイルを分けて作成すること。
- (5) 拓本や画像はリンクではなくはめ込みとする。

第14条 デジタル写真撮影

- (1) デジタル写真撮影（個別）について、本業務で実測した土器陶磁器類等272点のうち一覧表で指定した遺物を対象とする。
- (2) 撮影の方向について、陶磁器等を正面に据えてやや斜め上方向から口縁部の奥が少し見える形で撮影することを基本とする（立面と表現）。ものによっては俯瞰等の複数方向もある。
- (3) 写真撮影は2,000万画素以上のデジタルカメラで行い、データはRAW形式+JPEG形式で保存すること。
- (4) 撮影した写真はRAW形式とJPEG形式で「写真フォルダ」を分けて作成し、ファイル名は「（発注番号）－（遺構名）－（器種名）－（方向）」とすること。

第5章 点検

第15条 受託者は、第5条の規定による検査とは別に、各作業の終了時に佐賀県職員による点検を受け、修正を要する箇所はそのつど佐賀県の指示により修正する。なお点検は基本的に佐賀県文化財調査研究資料室（佐賀県神埼市神埼町）にて行うこととし、状況によっては写真などをメールにて点検することもある。

(2) 佐賀県職員による点検は、①実測図作成完了時、②デジタルトレース完了時、③デジタル写真撮影時の計3回以上実施する。なお点検の回数・時期は別途協議を行うものとする。

第6章 対象物の取扱い

第16条 受託者は、業務遂行にあたっては、対象遺物が貴重な文化財であることを認識し、毀損・滅失のないよう十分に留意するとともに、業務の着手時・点検・完了時における対象物件の運搬（佐賀県文化財調査研究資料室（神埼市神埼町鶴3658-2）に保管）を自ら行うものとする。

(2) 業務及び運搬に伴う事故については、受託者がその責任を負うこととし、修理・復元に要する費用は受託者が負担すること。

第7章 成果品

第17条 納入する成果品等は次のとおりとする。

(1) 遺物実測図（手書きの実測図面）一式

(2) (1)をA4サイズにコピーしたもの（A4以上のものは縮小すること）

(3) 遺物実測図デジタルトレースデータ

・A4に割り付けしたもの：DVD又はHD 一式

(4) (3)をプリントアウトしたもの

(5) 遺物観察表エクセルデータ：DVD又はHD 一式

(6) (5)をプリントアウトしたもの

(7) 写真撮影デジタルデータ：DVD又はHD 一式

(8) (7)をプリントアウトしたもの

(12) 業務完了報告書（(2)・(4)・(6)・(8)と業務履行状況を示す写真・書類、協議簿等をまとめたもの）正副の2部

(13) その他必要に応じて佐賀県が指示するもの。

（納品場所）

第18条 納品場所は、佐賀県の指示により定める。

第8章 その他

第19条 業務で生じた記録類一切の帰属及び著作権は佐賀県にあり、業務遂行中も同様とする。